

装技計第13515号
令和5年7月31日

施設等機関の長 殿

技術戦略部長
(公印省略)

先進技術の橋渡し研究の実施要領について（通知）

標記について、防衛装備庁における装備品等研究開発実施要領について（装技計第11659号。令和5年6月29日）別紙の第10第1項の規定に基づき、別紙のとおり定め、令和5年8月1日から適用することとしたので通知する。

なお、先進技術の橋渡し研究の実施要領について（装技計第5061号。令和3年3月31日）は、令和5年7月31日をもって廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：技術戦略部革新技术戦略官

技術戦略部技術戦略課長

技術戦略部技術計画官

技術戦略部技術振興官

技術戦略部技術連携推進官

先進技術の橋渡し研究の実施要領

第1 目的

国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定。以下「戦略」という。）において、スタートアップ企業や国内の研究機関・学术界等の民生先端技術の積極活用が重視されているところ、安全保障技術研究推進制度等の成果を活用し、先進技術の装備品等への適用を推進するため、有望な先進技術を早期に発掘・育成し、迅速かつ柔軟に技術の確立及び装備品等の創製を行う研究形態として先進技術の橋渡し研究（以下「橋渡し研究」という。）を実施する。

第2 細部実施要領

1 橋渡し研究の対象及び意義

従来の研究開発手段は、既存の装備体系に基づくニーズに対応する技術の確立及び装備品等の創製を行うためのものであり、実現可能性が高く、使い方や効果の予測が容易な技術、装備品等を対象としていた。

他方、戦略に示された方針を実現していくためには、既存の戦い方を覆すゲーム・チェンジャーとなる技術の確立及び装備品等の創製を目指し、使い方・効果の予測が必ずしも確実ではなく、適用におけるリスクが高い先進技術について、その反映先を念頭に置いた上で装備品等への適用可能性を迅速かつ柔軟に検討するとともに、当該技術の使い方も提示していくことが重要である。

したがって、研究の実施と成果の評価を短い周期で繰り返すことで変更や中止の判断を迅速に行うという、従来の研究開発手段とは異なる手段をとる必要がある。

2 研究対象の選定と成果の評価

橋渡し研究の対象とする先進技術の選定及び成果の評価に当たっては、第3に規定するピアレビューチームによる審査を、事前、中間及び事後の各段階で実施するものとする。

各研究所は、審査に当たって、防衛技術指針をもとに、安全保障技術研究推進制度の研究成果の活用や調査研究等により見出された将来の可能性を秘めた先進技術も念頭に置き、装備品等への適用を推進すべき先進技術の候補について提案を行うものとする。それらの提案の審査においては先進技術の装備品等への適用による効果及び成立性の観点のみならず、その検証方法も含めて確認を行うものとし、事前の段階では主に研究着手の可否を、中間の段階では主に中間成果の評価を、事後の段階では最終的な成果の評価を行い、必要に応じて変更や中止の判断を行うものとする。

とする。

装備品等の研究開発に関する訓令（平成２７年防衛省訓令第３７号）第１１条の規定による年度業務計画案の作成に当たっては、審査の結果を反映するものとする。

３ 研究成果の報告

技術戦略部技術連携推進官は、各研究所の協力を得て、審査結果を含む橋渡し研究の毎年度の成果を当該年度終了後３カ月以内にとりまとめ、技術戦略部長に報告するとともに第３第１項の構成員に通知するものとする。

第３ ピアレビューチームについて

１ 構成

ピアレビューチームの構成は、次のとおりとする。

- （１）レビューチーム長 技術戦略部革新技术戦略官
- （２）幹 事 技術戦略部技術計画官
技術戦略部技術連携推進官
- （３）レビューチーム員 技術戦略部技術戦略課長
技術戦略部技術振興官
各研究所研究企画官

２ レビューチーム員の追加

レビューチーム長は、ピアレビューにおける検討のため必要があると認めるときは、第１項に掲げる者以外の者をレビューチーム員としてピアレビューに参加させ、意見を述べさせることができる。

３ レビューチーム員の限定

レビューチーム長が検討対象の性質により出席者を限定する必要があると判断した場合、特定の先進技術のみを対象とする場合等においては、ピアレビューへの全てのレビューチーム員の出席を必ずしも要しないものとする。

４ レビューチームの運営

- （１） レビューチーム長は、レビューチームを招集するとともに、審査結果の総括を行う。
- （２） レビューチーム長は、ピアレビューについて、書面による審議を行うことができる。
- （３） レビューチーム長が職務を遂行できないとき又はレビューチーム長が欠けたときは、あらかじめレビューチーム長が指名する者がその職務を代行する。

- (4) ピアレビューの庶務は、技術計画官の協力を得て技術連携推進官が行う。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な細部要領については、技術計画官と協議の上、技術連携推進官が定める。